

保険金の 手続きとお支払い

ガイド GUIDE

このガイドの目的

よりスムーズな手続きで、
お支払いできる保障をもれなく請求いただくには、
お客さまにも手続きの流れや
お支払いに関する基本的なことからを
ご理解いただくことが大切であると考え、
このガイドを作成しました。

ぜひ、ご一読ください!



2022年6月

もくじ



保険金のご請求手続き

- 1.ご請求手続きの流れ 2ページ
- 2.請求書類提出後の取扱い 3ページ



保険金・給付金などを **もれなく請求いただくために**

- 団体3大疾病保障保険以外に他の団体保険契約等がある場合 4ページ



保険金をお支払いする場合

またはお支払いできない場合の具体的な事例

- 事例1 責任開始日(脳卒中・急性心筋梗塞の場合) 6ページ
- 事例2 給付対象となる3大疾病 7ページ
- 事例3 責任開始日から90日以内のがん(悪性新生物) 8ページ
- 事例4 告知義務違反による解除 9ページ



保険金の ご請求手続き

1 ご請求手続きの流れ

ご契約者の事務担当の方は、被保険者が支払事由に該当した場合は、以下のように手続き
いただくようお願いいたします。また、被保険者が支払事由に該当していながらご請求手続き
が未了とならないように、よくご確認ください。

STEP 1 連絡いただく前に

- ①当社の保険契約をすべてご確認ください。
- ②当社からは、以下の内容を確認します。

- 保険証券の番号
- 該当された方の被保険者番号(設定されている場合)
- 該当された方の名前
- 該当された原因(病名や発病時期など)
- 手術日、手術名(手術を受けている場合) など

STEP 2 当社にご連絡ください

- 当社の担当者までご連絡ください。
詳しいご案内の後、請求に必要な書類をお届けします。



次ページへ

STEP 3 必要書類をご提出ください

請求内容	(特約)3大疾病保険金	今回の手続き	取寄せ方法など
主な必要書類			お問合わせの際のチェックにご利用ください。
当社所定の請求書	●		当社から送付する請求書に、ご記入(*)ください。
当社所定の診断書・証明書	●		当社から送付する診断書に、担当医の証明をもらってください。費用はお客さまのご負担となります。

(※)受取人が法人の場合など、法人の事務担当の方の署名が必要となる場合があります。

●上記に加えて、受取人の本人確認書類、受取人の代理請求人が判明する戸籍謄本(全部事項証明書)等、記載以外の書類の提出をお願いすることがあります。

●当社所定の診断書・証明書を急いで病院に提出したい場合は、当社ホームページより取り出して使用いただくことができます。

※当社所定の診断書には種類があります。ご使用については、当社職員やスミセイフリーダイヤルにお問い合わせいただき、指定の診断書をご使用ください。

●保険金などをまったくお支払いできなかった場合で、所定の基準を満たすときは、診断書原本一通につき、一律5,500円をお支払いします。

2 請求書類提出後の取扱い

●約款の内容にしたがい、(特約)3大疾病保険金をお支払いします。

お支払いにあたっては、指定口座へ送金するとともに、支払内容の明細を郵送します。

●お支払いの可否判断にあたって、事実の確認(治療の経過・内容などについて、受取人・医療機関・捜査機関などへ確認すること)をする場合があります。事実の確認が終了し保険金の取扱いが決まり次第、すみやかに手続きします。





保険金・給付金などを

もれなく請求いただくために



当社の保険契約をすべてご確認ください!

保険金・給付金などを~~もれなく~~請求いただくために、団体3大疾病保障保険以外の当社の主な団体保険商品・特約と保障の対象となる保険金・給付金を記載しています。請求もれがないようにご確認ください。ご加入の契約や特約が記載されていない場合は、約款をご確認ください。

- 被保険者が複数の契約に加入していることがありますので、それぞれの契約についてご確認ください。
- 被保険者ご本人だけでなく、その家族(配偶者、お子さま)を保障する契約についてもお支払いの対象となる特約が付加されていることがありますので、請求のもれがないようにご注意ください。

団体3大疾病保障保険以外に他の団体保険契約等がある場合

商 品	主契約および主な特約	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	災害高度障害保険金	3大疾病保険金	入院給付金(災害)	入院給付金(疾病)	入院保障充実給付金	障害給付金	治療給付金
総合福祉団体定期保険	主契約	○		○							
	総合福祉団体定期保険ヒューマン・ヴァリュー特約	○		○							
	総合福祉団体定期保険災害総合保障特約						○			○	
団 体 定 期 保 険	主契約	○		○							
	団体定期保険災害保障特約		○				○			○	
	団体定期保険災害割増特約		○		○						
	団体定期保険傷害特約		○							○	
	団体定期保険交通災害特約 (交通事故によるもの)		○				○			○	
団体定期保険入院保障特約							○	○	○		
無配当団体定期保険	主契約	○		○							
	団体定期保険災害割増特約		○		○						
	団体定期保険傷害特約		○							○	
団体定期保険入院保障特約							○	○	○		
団体3大疾病保障保険(ホスピタ)	主契約					○					
医療保障保険(団体型)	主契約	○					○	○			○ (注1)
団体信用生命保険	主契約	○		○							
	団体信用生命保険3大疾病保障特約					○					

※ご契約の内容等によっては、お支払いの対象とならないことがあります。

お支払事由等の詳細は、各商品の「ご契約のしおり(定款・)約款」をご確認ください。

※特約については、付加されている場合のみお支払いの対象となります。

※上記以外の団体保険商品および特約につきましては、当社の担当者までお問い合わせください。

※団体定期保険交通災害特約の保障対象となる保険金・給付金の正式名称は、「交通災害保険金」「交通障害給付金」「交通入院給付金」です。

(注1)治療給付率が設定されている場合のみ。



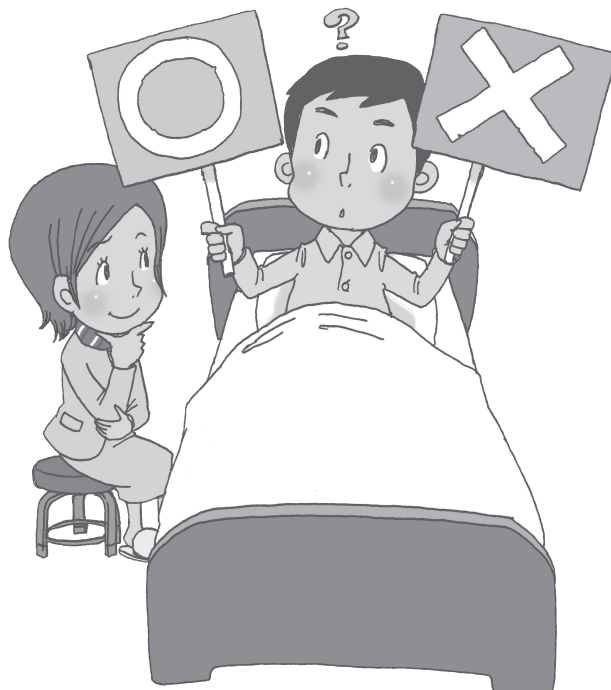
保険金を

お支払いする場合または お支払いできない場合の 具体的な事例

3大疾病保険金のお支払いにはいくつかの条件があり、
加入時期などによっても取扱いが異なる場合がありますので、
詳細については、お手元の保険証券や約款をご確認ください。

3大疾病保険金を

お支払いする場合またはお支払いできない場合を理解していただくために、
よくある具体的事例を参考として次ページ以降に掲載しています。
(すべての事例を網羅しているものではありません。)



責任開始日（脳卒中・急性心筋梗塞の場合）

脳卒中と急性心筋梗塞を原因とする3大疾病保険金は、それらの原因となる病気の発病日が、責任開始日以後の場合に支払われます。

お支払いする場合

責任開始日以後に脳卒中の原因となる病気を発病した場合

責任開始日以後に脳卒中の原因となる病気を発病し、かつ、脳卒中の治療を直接の目的とした手術を受けられた場合または初診日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続していた場合、お支払いします。

お支払いできない場合

責任開始日より前に脳卒中の原因となる病気を発病していた場合

脳卒中の治療を直接の目的とした手術を受けられた場合または初診日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続していた場合でも、責任開始日より前に脳卒中の原因となる病気を発病しているため、お支払いできません。

解説

脳卒中、急性心筋梗塞については、責任開始日より前に発生した疾病を原因とする場合には、お支払いできません。

給付対象となる3大疾病

3大疾病保険金は、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中と医師に診断され、約款に定める状態に該当する場合に支払われます。以下では、がん(悪性新生物)について説明します。

お支払いする場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、
“**上皮内新生物以外のがん**”と診断確定された場合

病理組織診断結果

上皮内新生物以外のがん

上皮内新生物以外のがん
(悪性新生物) ですので、
お支払いします。

お支払いできない場合

「乳がん」と診断され、病理組織診断の結果、
“**上皮内新生物**”と診断確定された場合

病理組織診断結果

上皮内新生物

上皮内新生物は約款で支払対象
から除外されているため、お支
払いできません。

お支払いできない場合

がん(悪性新生物)ではあるものの、
“**悪性黒色腫以外の皮膚がん**”と診断確定された場合

病理組織診断結果

悪性黒色腫以外の皮膚がん

悪性黒色腫以外の皮膚がんは
約款で支払対象から除外されて
いるため、お支払いできません。

解説

がん(悪性新生物)と医師により診断確定され、約款所定の要件に該当した場合には、3大疾病保険金をお支払いします。

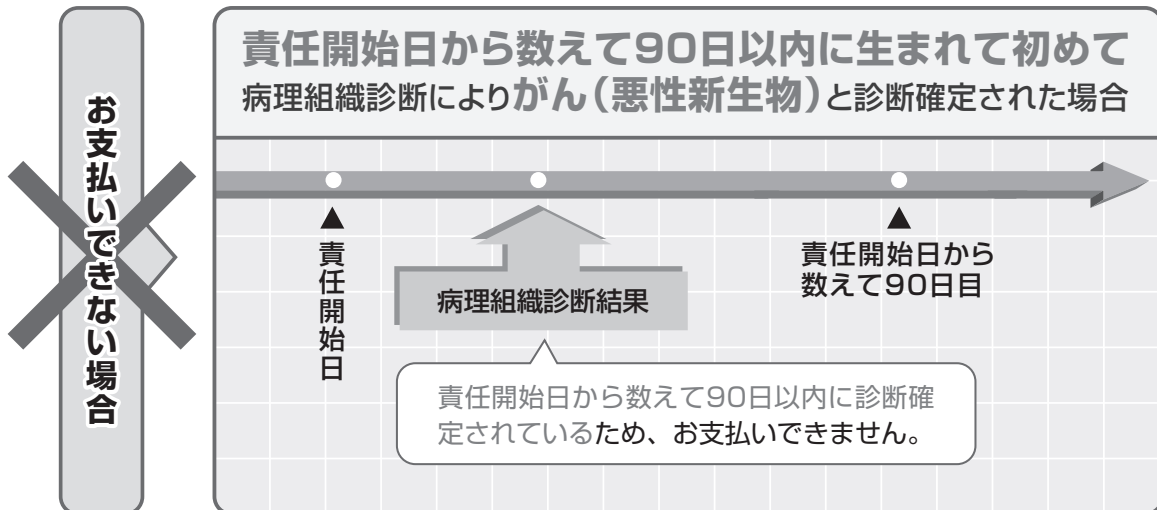
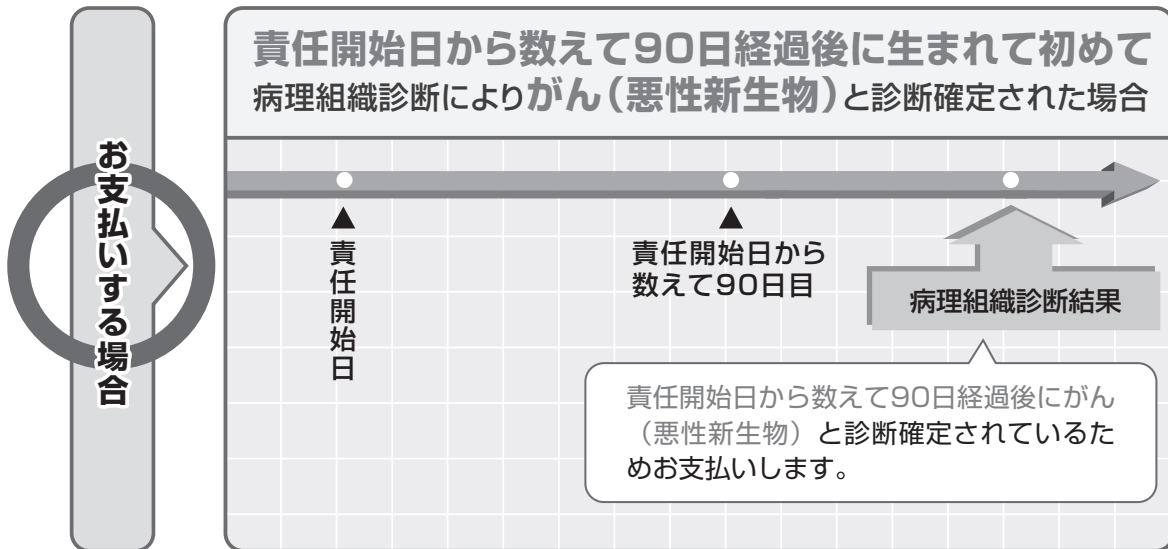
なお、次のがんはお支払いできません。

- 上皮内新生物(子宮頸部の上皮内がん・高度異形成・中等度異形成、食道上皮内がん、非浸潤がんなど、病変が上皮内に限定しているものをいいます。ただし、結腸または直腸の粘膜がんは上皮内新生物には含まず、がん(悪性新生物)と同じお取扱いとなります)
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん
- 生まれて初めて診断確定されたがん(悪性新生物)でないもの
- 責任開始日から90日以内に診断確定されたもの

事例 3

責任開始日から90日以内のがん(悪性新生物)

3大疾病保険金は、責任開始日から数えて90日経過後に、生まれて初めてがん(悪性新生物)と診断確定された場合に支払われます。



解説

生まれて初めて、がん(悪性新生物)と医師により診断確定された場合に、3大疾病保険金をお支払いします。ただし、責任開始日から数えて90日以内に診断確定された場合はお支払いできません。

告知義務違反による解除

契約加入の際に、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、該当の被保険者について、告知義務違反のため解除となり、3大疾病保険金のお支払いができません。

お支払いする場合

契約加入前に「肝炎」で入院し、正常勤務していなかったことについて、告知書で**正しく告知せず**に加入したが、加入1年以内に「肝炎」とは**因果関係のない「胃がん」と診断確定**された場合

告知義務違反の対象となった事実と、胃がんとの間に、**因果関係がない**ため、3大疾病保険金をお支払いします。



お支払いできない場合

契約加入前に「肝炎」で入院し、正常勤務していなかったことについて、告知書で**正しく告知せず**に加入し、加入1年以内に「肝炎」を**原因とする「肝がん」と診断確定**された場合

告知義務違反のため、該当の被保険者について**解除**となり、3大疾病保険金はお支払いできません。

解説

契約に加入する際には、ご契約者から正確に告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、該当の被保険者について解除となり、3大疾病保険金はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に、因果関係が認められない場合には、3大疾病保険金をお支払いします。

ご注意 告知は所定の告知書などで正確に行ってください!

生命保険会社の職員は告知をお受けする権限がないため、生命保険会社の職員に口頭で話しただけでは告知したことにはなりません。

ご注意 詐欺行為、保険金の不法取得目的または重大事由があった場合

- ① 契約に際して詐欺行為や保険金の不法取得目的があった場合には、契約は取消し・無効となり保険金はお支払いできず、すでに払い込まれた保険料もお返ししません。
- ② 契約後、「保険金をだましとる目的で保険金のお支払事由を生じさせた」などの重大事由があった場合には、契約は解除となり、保険金はお支払いできません。
- ③ 上記①、②の取扱いについては、ご契約者が該当した場合は契約全体が取消し・無効または解除となり、被保険者が該当した場合は契約のその被保険者に対する部分が取消し・無効または解除となります。